

鳥取港の港湾施設使用料の一部改正（R8年4月1日からの取組（案））

① 港湾施設使用料の統一

岸壁及び物揚場の使用料

区分	金額
5トン未満	使用料 設定なし
5トン以上	トン数、係留時間による（詳細省略）

▼ 変更（7号岸壁及び物揚場と同一）

区分	金額
1隻につき1日	820円
1隻につき1月	8,200円
1隻につき1年	82,000円

② 千代地区ポートパーク内の一時係留場所の使用料の設定

新規（7号岸壁及び物揚場と同一）

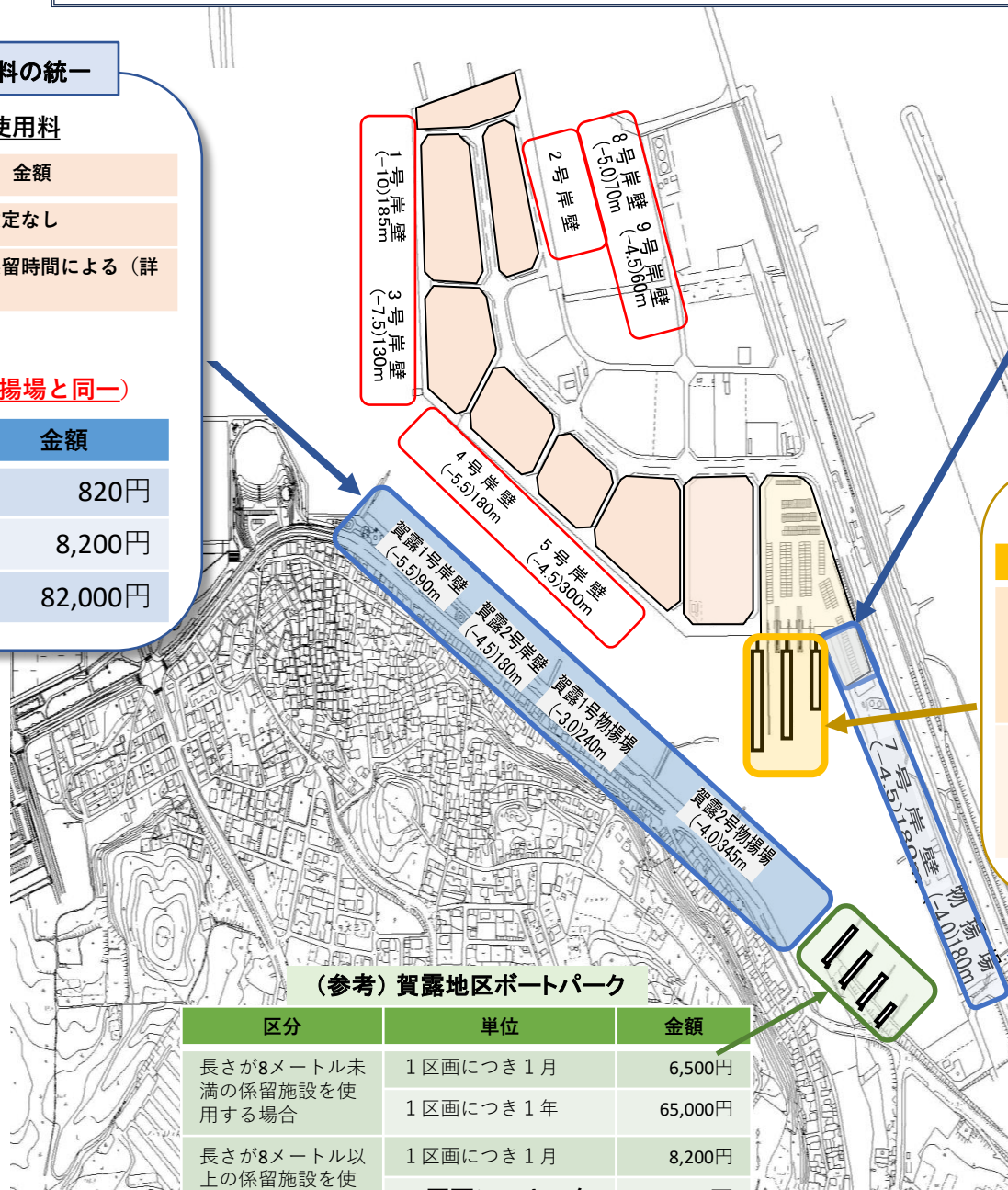
区分	金額
1隻につき1月	8,200円

※1月のみの設定

③ 千代地区ポートパークの日単位の使用料の設定

ビジターバース（日単位）の使用料の設定

区分	単位	金額
長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1日	740円
	1区画につき1月	7,400円
	1区画につき1年	74,000円
長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1日	990円
	1区画につき1月	9,900円
	1区画につき1年	99,000円



（参考）賀露地区ポートパーク

区分	単位	金額
長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	6,500円
	1区画につき1年	65,000円
長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1月	8,200円
	1区画につき1年	82,000円

（参考）7号岸壁及び物揚場

区分	金額
1隻につき1日	820円
1隻につき1月	8,200円
1隻につき1年	82,000円

※変更箇所は赤色（アンダーライン）で表記